

設備投資のお手伝い

設備貸与制度【割賦販売・リース】

設備貸与制度とは、公益財団法人神奈川産業振興センター（以下、「センター」）が、小規模企業者等が必要とする設備（新品）を購入して割賦販売またはリースする制度です。

令和7年度の
ポイント



調達金利上昇に伴い、金利を0.1%引き上げさせていただきました



新規でのご利用者には**優遇金利**を適用します

優遇割賦損料率 年**0.7%**～

通常より

マイナス0.1%!



貸与制度のメリット

割賦損料率
(固定)
年**0.8%**～

信用保証協会の
保証料
不 要

信用保証協会の
保証枠・
金融機関の借入枠
無関係

返済期間
最長10年

貸与限度額
最大1億円
複数回の申込
可能

－ 対象設備 －

- 「経営の革新」に必要な設備
- 「創業」に必要な設備
- BCP(事業継続計画)に必要な設備
- ビジネスモデルの転換に必要な設備
- 在宅勤務化に必要な設備
- デジタル技術の活用による新しいビジネスモデルの創出に必要な設備
- 社内事務の効率化に必要な設備
- DXに必要なハードウェアやソフトウェア
- カーボンニュートラルに対応していくための省エネ設備

お問い合わせ

公益財団法人
神奈川産業振興センター
経営支援部 設備支援課

〒231-0015

神奈川県横浜市中区尾上町5-80

URL: <https://www.kipc.or.jp/>

e-mail: setsubi@kipc.or.jp

神奈川中小企業センタービル5階

TEL: 045-633-5066 FAX: 045-633-5064



制度の概要

割賦販売制度				リース制度									
対象者	I. 小規模企業者等 「経営の革新」に取り組む以下のいずれかに該当する個人及び会社法人（詳しくはお問い合わせ下さい）。 ・製造業、建設業、運輸業、サービス業（宿泊業・娯楽業）、農林水産業、その他：従業員20人以下 ・小売業、卸売業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）、医療業（開業医）：従業員5人以下 ・特認対象要件を満たす中小企業者（小規模企業者以外）：従業員50人以下 II. 創業者												
貸与額	100万円～1億円（消費税込み） ◇単品価格が100万円未満であっても、複数設備の合算で100万円以上となれば申し込みができます。但し、対象設備が資産計上できるもの（原則、10万円以上）となります。 ◇同一年度内で、設備価格の合計が1億円の範囲で何回でもご利用いただけます。												
対象設備	「経営の革新」または「創業」に必要な設備であり、神奈川県内に設置する「新品」の設備であること												
料率	I. 小規模企業者等 ・割賦損料率：年0.80%・1.00%・1.70%・2.00%・2.40%（固定） II. 創業者 ・割賦損料率：年2.00%（固定） ◇新規利用者は 5段階の金利からそれぞれ0.1%引き下げ I. 小規模企業者等 ・割賦損料率：年0.70%・0.90%・1.60%・1.90%・2.30%（固定） II. 創業者 ・割賦損料率：年1.90%（固定）		I. 小規模企業者等 ・月額リース料率：0.946%（10年）～2.980%（3年） II. 創業者 ・月額リース料率：1.001%（10年）～2.959%（3年） ◇新規利用者は 5段階の金利からそれぞれ引き下げ I. 小規模企業者等 ・月額リース料率：0.941%（10年）～2.975%（3年） II. 創業者 ・月額リース料率：0.996%（10年）～2.954%（3年）										
	◇料率は信用リスクに応じて決定します。金利は金利情勢等により変更することがあります。												
賦払期間・リース期間	3年～10年（原則として法定耐用年数の期間以内） ◇商工会・商工会議所の推薦がある場合、または企業経営の末病CHECKシートの結果をもとにセンターの支援を受けながら末病改善への取組みがある場合、10年以内において法定耐用年数の期間を2年を超えない範囲内で延長することができます。												
保証金・元金措置期間	次の条件より選択していただきます。 <table><tr><td>保証金</td><td>なし</td><td>5%</td><td>10%</td></tr><tr><td>元金据置期間</td><td>なし</td><td>6カ月</td><td>1年</td></tr></table>		保証金	なし	5%	10%	元金据置期間	なし	6カ月	1年			
保証金	なし	5%	10%										
元金据置期間	なし	6カ月	1年										
連帯保証人	保証人は「経営者保証ガイドライン」に則って判断を行います。												
担保	原則、無担保となります。但し、高額案件等については必要に応じて担保を求めることがあります。												
貸与設備の所有権	割賦設備に係る支払義務が全て履行され次第、貸与企業に所有権を移転します。		センターに所有権があります。										
損害保険	貸与企業の負担により設備価格の同額程度の損害保険にご加入いただき、その保険証券をセンターに質入れしていただきます。車両の場合、併せて車両保険にもご加入いただきます。		センターが損害保険に加入します。費用は月額リース料に含まれます。										
固定資産税の申告・納税	貸与企業が固定資産を計上し、固定資産税の申告及び納税をしてください。		センターが固定資産計上し、固定資産税の申告及び納税を行います。税額は月額リース料に含まれます。										